

令和2年10月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和2年10月26日（月）午後2時33分

場所：本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年10月26日(月)本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

2番	三 上 健 一	15番	落 合 喜 治
3番	井 出 茂 康	16番	北 村 利 夫
4番	齋 藤 義 治	17番	吉 川 誠
5番	小 林 正 幸	18番	櫻 井 一 雄
6番	飯 田 芳 一	19番	宮 治 時 男
7番	上 田 洋 子	20番	佐 川 俊 夫
8番	加 藤 義 一	21番	佐 藤 智 哉
9番	田 代 恵美子	22番	澤 野 孝 行
10番	吉 原 豊	23番	平 川 勝 昌
11番	山 口 貞 雄	24番	神 崎 享 子
12番	加 藤 登	25番	福 岡 則 夫
13番	西 山 弘 行		
14番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

1番	井 上 哲 夫
----	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	福 岡 信 二
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 49号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 50号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 51号 農地法第5条の規定による許可申請の取消について
- 日程第 4 議案第 52号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出に
ついて
- 日程第 5 議案第 53号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第 54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 7 議案第 55号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に
ついて
- 日程第 8 議案第 56号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について
- 日程第 9 議案第 57号 非農地証明願について
- 日程第 10 報告第 13号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後2時33分

事務局（嶋田勝弘事務局長） お待たせしました。定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会 10月総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員総数25名、出席者24名でございます。

まず初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆様、こんにちは。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

新型コロナウイルスは、いまだに終息する様子はありませんが、季節は夏から秋へと確実に変わってきております。

秋になりますと、各地からいろいろな収穫の情報が寄せられますけれども、今年の新米のニュース、あるいは新米のコマーシャルが流れているようでございますが、今年はずっとちょっと違っているような感じでございまして、報道によりますと、来年は56万トンぐらい作付けを減らさなければいけないのではないと言われるぐらいに、米がかなり余っているようでございます。56万トンと言いますと、ちょうど北海道の生産量に匹敵するほどの量を、来年は減反をしなければいけないということが報道されておりました。

それに伴って米の価格もかなり下がっております。国では、今年、来年とかなりの農作物の輸出を考えているようでございますけれども、米を外国に持っていくことは論理的には考えられるのですが、実質的には価格が全然合わないそうです。たとえ米を外国に輸出したとしても、外国では価格競争に完全に負けておりますので、売れないことが実証されております。

ですから、余っている米をどうするのかということも、これからの農業政策の一つの大きな課題になろうかと思っております。コロナの関係で、いろいろな方面でいろいろな影響が出ております。

新しく「スマート農業」ということも言われておりますが、そうした中で、これからの農業についていろいろ考えていかなければいけない今日この頃でござ

ございます。

それでは、ただいまから10月の総会を開会させていただきます。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、6番の飯田芳一委員と7番の上田洋子委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案説明をまいります。

地区、六会・長後。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、56a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、西俣野字窪河内、1筆。地目、田現況畑。地積、472㎡のうち0.21㎡。転用目的、一時転用、営農型太陽光発電設備。立地基準、農用地区域内農地。期間、許可日から3年間。

事務局からは、以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

6番、飯田委員。

6番（飯田芳一委員） 本件につきましては、当該地に営農型太陽光発電設備を設置するため、平成29年10月の総会において承認され、平成29年11月17日付で神奈川県知事から農地転用許可を受けたものです。

一時転用の当初許可日から許可期間である3年を迎えることから、再度、農地転用許可申請書が提出されたものです。

資料は1ページをお開きください。

太陽光パネルの下部の農地では、日光を余り必要としない作物であるミョウガを栽培していましたが、腐敗病や台風被害により作付け作物を本榦に変更するとのことです。

当該地につきましては、農用地区域内にある農地であり、原則転用不可となっておりますが、本件は、農地に支柱を立てて営農を継続しながら農地の上部空間に太陽光パネルを設置するものであり、例外的に転用可能な事業に該当するものです。

本事業は、営農の適切な継続が前提となることから、申請人に対し、営農計画どおりの作付け・肥培管理が行われなかった場合には太陽光パネルの撤去命令に従うこと、国の取扱通知に基づき、農作物の収穫量や売上高等について毎年必ず報告すること、一時転用期間満了時には再度一時転用許可申請を行うことなどについて指導しております。

現地については、令和2年10月19日に、地区委員の私、飯田と、事務局の森さんで立会いまして現地の確認をいたしました。申請どおり営農型太陽光発電設備が設置されていることを確認しています。

地区協におきましては、申請人及び申請人の代理人と面談し、改めて太陽光パネルの下部の農地において、適切な作付け・肥培管理を行うことについて指導いたしました。

以上です。

所氏名、記載のとおり。経営面積、19a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、長後字上谷台、1筆。地目、畑。地積、1,944㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場。農用地区域除外日、当初より。農地種別、第3種農地。

事務局からは、以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、北村委員。

16番（北村利夫委員） 本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「道庵橋」から東に約300mの土地になります。

資料は3ページをお開きください。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設に隙間なく囲まれており、一団の農地の面積が当該地区の下限面積を満たしていないため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、個人事業主として造園業を営んでおり、これまで賃借していた資材置場を、貸主の都合により返却せざるを得なくなり、新たに適地を探しておりました。

また、駐車場も別の場所に借りており、効率化を図るため、このたび1か所に集約するものです。

自宅兼事務所が隣接しているため、申請地が該当したとのことでした。

申請地は、北側及び西側が資材置場、東側が道路、南側は自宅及び畑になっております。

南側の畑及び東側の道路を除く隣接地は、既設のブロック積み3段～6段が設置されております。

南側の畑とは高低差が約70cmあり、南側が低くなっております。CP型枠擁壁で高低差分の土留めをし、さらに地上高30cm程度で土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は、転圧及び砕石敷きとし、雨水については、敷地内自然浸透処理と

1, 983 m²。

内容、所有権移転。転用目的、堆肥舎及び乾燥処理施設。県知事許可日、平成26年7月17日。許可番号、神奈川県指令湘南セ第82326号。総会日、平成26年6月25日。農地法第5条の許可後に、当該地域の町内会に施設整備の説明会をしたところ、中止するよう要請を受け、施設整備を断念したため。

資料は9ページからとなります。

本件につきましては、当該地を堆肥舎及び乾燥処理施設に転用及び所有権を移転するため、平成26年6月の総会において承認され、平成26年7月17日付で神奈川県知事から農地転用許可を受けた件について、許可取消願の申出を受けたものです。

農地法第5条の許可後に、当該地域の町内会で当初の計画について説明会を実施したところ、建設を中止するよう要請を受け、施設整備を断念したとのこと。

その後、許可の取消手続きは行わず、令和2年9月の総会において承認された相続税の納税猶予に関する適格者証明願の対象地に当該地が入っていたため調査した結果、農地法第5条転用許可済みのままであることが判明しました。

そのため、今回転用許可の取消をするものです。

なお、現地については、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の際、9月15日に事務局の森と地区委員の井出委員で、農地であることを確認しております。

事務局からは、以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。何かございましたらお願いをいたします。

私から一つお尋ねをしますが、これは、多分堆肥化センターがなくなるということで、その後、個人的に堆肥舎を造ることについて許可をした記憶がありますけれども、出来なかったことに対するいきさつはどうなっていますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 残っている資料を見ますと、既存の施設を再整備することによって対応したことがわかっております。

議長（齋藤義治委員） はい。

他に何か意見はございませんか。

農家の施設というのは、臭いですとか騒音ですとかいろいろな苦情が近隣から出て、こういうことが時々あります。本来、農業を営む上で必要なこととしてあったものが、今の時代、近隣の意見もかなり強くなっておりますので、このような話を聞くことも出てきております。

何かほかにございませんか。

吉原委員どうぞ。

10番（吉原 豊委員） 説明をしてください。

今現在は、施設は、どこにあるのでしょうか。また、現在ある場所で、周りからの苦情は出ていないのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 場所については、同じ打戻と瀬郷に施設があるようです。実際に臭い等の苦情が今どうなっているのかという話ですけれども、正直なところそこまでは把握しておりません。申しわけありません。

10番（吉原 豊委員） そこで苦情が来たらどうするのかという話ですよ。

議長（齋藤義治委員） 井出委員、お願いします。

3番（井出茂康委員） その当該地は私の近所ですが、もともと違う地域から移転してきて始めるという方でしたけれども、その話をする前に許可が出たわけですね。だから、周りの人から、臭いが今まで以上に増えるのは嫌だというクレームがすごくて、それで、もともとあるところの周りを整備して、今新しいものを建てて、そちらでやっていますので、その近所のほうのクレームはわからないのですが、自分の家の周りに場所を広げたという感じですね。

10番（吉原 豊委員） それで収まればね。

3番（井出茂康委員） 多分収まる範囲のものを計画してうちのほうに移転してくる予定だったようです、畜舎が古かったもので。その古かった畜舎でも、周り

に他の家もありますし、多分苦情は出ているのだと思います。

でも、周りに何も話さずに来ようとしたので、その反発がひどかったわけですが、最初からの話し方次第ではどうにかなったのではないかと思いつつも、そこはわかりませんが、そういう感じで、今はきちんと新しい施設を自分の家の周りに建て直してやっておられます。

10番（吉原 豊委員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） そういうものは、近隣の承諾は必要でしょうかね。法的にはどうなのか……。

13番（西山弘行委員） この手のものは、大体何でもそうですけれども、許可が先に下りていますから、反対してもどうにもならないというのが通常のパターンだと思いますけれどもね。

3番（井出茂康委員） 既存施設も転用予定地も近所でしたけれども、それで、近所から近所に来るのに何も事前説明がなしなのかというのでうまく行かなかったようですね。

議長（齋藤義治委員） 法的に規制があるものは、要するに前もって地域の承諾を得なければいけないということが明文化されていると思いますが、そういうことがなければ、やはり先に許可が下りることでしょうね。

それでは、そういうことで、今回は地域の中止の要請を受けて設備整備を中止したということで議案として上がりましたので、よろしく願いいたします。

何かほかにございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第51号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第51号について、承認することに決定をいたします。

[対象委員 入室]

議長（齋藤義治委員） 続きますして、番号1から番号5及び番号7から番号11について、事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 続けて説明をさせていただきます。番号1は、大庭を中心に96aを耕作する方の更新借受分。

番号2から5は、川崎市で39aを耕作されている方の新規借受分で、このたび経営規模拡大のため藤沢市に新規参入をされるものです。資料は10ページから御覧ください。当該地では、サツマイモ等を作付けしていく予定となっており、御所見・遠藤の地区協議会におきまして、御本人と面談をし、就農計画等について確認をしております。

番号7は、亀井野を中心に89aを耕作する方の更新借受分。

番号8から10は、石川を中心に427aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、飼料用のトウモロコシを作付けしていく予定となっております。

最後に番号11は、立石で78aを耕作する法人の更新借受分になります。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、いずれも現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

説明は、以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1から番号5及び番号7から番号11について意見を求めます。

福岡委員。

25番（福岡則夫委員） 今の利用権設定の8番、9番、10番ですけれども、借りることは別に問題はないのですが、飼料用作物を作るということで、利用目的として「野菜」となっていますけれども、これは「野菜」でいいのでしょうか。そこだけです。いいのであれば、それで構わないのですが。

事務局（福岡信二主幹補佐） 確かに利用権の利用集積申出書には、申請者から「野菜作付け」との記載がございまして、経営形態から何を植え付けるのか何とな

たします。

次に移ります。

日程第8、議案第56号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、議案説明をまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和2年4月11日。農業従事者の区分、一定割合以上従事した者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、菖蒲沢字大下、1筆。地目、畑。地積、449㎡。仮換地面積、429㎡。

本申請について、申出人への状況確認、農地台帳の従事日数（年間220日）により、買取申出事由の生じた者は直近まで農作業を行っていたことが確認できることから、買取申出事由の生じた者は、「一定割合以上従事した者」に該当するものと判断いたしました。

現地確認をしたところ、従前地が、現在は区画整理により造成され農地形態がなく、仮換地指定個所も造成工事中となっていました。

申出人が管理できる生産緑地は管理していくとのことですが、本申請地は、生産緑地を解除するのもしやむを得ないと判断いたしました。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番号2。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和1年7月3日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、大鋸字丸山、2筆。大鋸三丁目、1筆、合計3筆。1筆目が地目、畑。地積、265㎡。2筆目が地目、畑。地積291㎡。3筆目

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第56号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第56号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、議案第57号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森大晃主任） それでは、「非農地証明願について」、議案説明をまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻字荒井、1筆。地目、畑。地積、227㎡。内容、昭和42年頃より自己住宅敷地の一部として利用し、自宅用倉庫を建て現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。現地確認日、令和2年10月19日。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 本件の申請地につきましては、大庭瀬郷線にある「打戻堂の前」交差点から北西に約50mの土地になります。

資料は13ページをお開きください。

申請者によると、打戻字荒井の土地について、昭和42年頃より自己住宅敷地の一部として利用し、自宅用倉庫を建て現在に至るとのことです。

申請地は、農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。第1種農地は、原則非農地証明に該当しませんが、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えない面積での拡張の場合、例外的に非農地として証明できます。

2月の総会は、2月25日の木曜日ですが、本庁舎の8階が会場になりますので、お間違えのないようお願いいたします。

事業予定につきましては、以上になります。

続きまして、この後、総会が終わりましたら、勉強会を30分ほど行う予定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして、10月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後3時33分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)